

上越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月27日 作成
令和 3年2月25日 改定
令和 5年2月28日 改定
令和 7年2月28日 改定
令和 8年2月27日 改定

上越市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

当市では平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なるため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地では、狭小で水利環境が整備されていないなどの耕作条件の悪い農地があり、また、農業者の高齢化と担い手不足が深刻化していることから、遊休農地の発生防止に努める一方、平地では土地利用型の稲作が盛んであり、担い手への農地利用の集積・集約化においては、地域の実情に応じて策定された市内25地区の「地域計画」に基づき、農地中間管理事業の活用を促し農地を流動化させていく。

以上の観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、上越市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、当市のまちづくりの最上位計画である「上越市第7次総合計画」や、当市の食料・農業・農村に関する施策を定めた「上越市食料・農業・農村基本計画」等における目標年度に合わせ、令和12年の農地の状況等を示すこととし、原則として、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法、評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和7年)	16,300 ha	0.0 ha	0.00 %
令和12年 目 標	16,000 ha	0.0 ha	0.00 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施については、地区会議で協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、違反転用の発生防止や早期発見等、農地の適正な利用を確認するための農地パトロールについては、各農業委員と推進委員が利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを促す。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査により再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて各農地部会で「非農地判断」を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和7年)	16,300 ha	11,944 ha	73.3 %
令和12年 目 標	16,000 ha	14,400 ha	90.0 %

【参考】担い手の状況

	総農家数 (うち、主業農家数)	担 い 手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体その 他の集落営農組織
現 状 (令和7年)	4,882戸 (331戸)	717 経営体	8 経営体	338 経営体	37 団体
目 標 (令和12年)	－ 戸 (－戸)	600経営体 (個別経営体400 組織経営体200)			

(注)「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の実現について

- 人と農地の問題を解決するため、10年後の地域農業の在り方と農地利用の将来像をまとめた「地域計画」の実現に向けた取組(農地の集積・集約化や地域計画のブラッシュアップ等)を、関係機関・団体と協力し推進する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等を把握し、農地の出し手と受け手に対し、「地域計画」に基づく農地中間管理事業の活用を促す。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用や集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入を推進するなど、地域の実態に合わせた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積、集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
令和7年度 新規就農者数	35 人
目標人数 (令和12年)	35 人 / 年

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、新たな農業参入希望者からの現地見学の要望や相談等に対応する。
- 関係機関が実施する新規就農者向けの施策を把握し、必要に応じて参入希望者への周知を行う。

② 新規就農フェア等への参加について

- 農業委員及び推進委員は、市町村等の関係機関と連携し、新規就農フェア等への参加を通じて新規就農希望者に関する情報を収集するとともに、新規就農希望者からの相談への対応を行う。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、農業への新規参入者（法人を含む。）に対する地域の受入条件の整備を図るとともに、新規就農者のフォローアップ等を行う地域や関係機関への支援を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の実現に向けた農業委員会の役割

「地域計画」に基づく、農地の効率的かつ総合的な利用に向けて、農業委員会は次の役割を担う。

- ・ 地域活動を起点とした日常的な農地の見守り活動
- ・ 農家への声かけ等による農地の利用意向の把握
- ・ 「地域計画」に位置付けられた担い手への農地のあっせん
- ・ 農地の出し手や受け手等への農地中間管理事業の活用促進
- ・ 「地域計画」のブラッシュアップに向けた協議の場への参画や目標地図の素案作成など